



株式会社 N.F.C

有料職業紹介事業許可番号：23-コ-301233

返戻金制度について

【返戻金制度に関する事項】

当社の紹介により就職した者が入社後3ヶ月以内に本人の都合による退社または本人の責めに
基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者
に返還する制度です。

(受領した手数料からの)	
返 還 条 件	返 還 割 合
入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合	50%
入社後1ヶ月を超え3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合	30%

注) 紹介予定派遣での入社に関しては、当該返戻金制度の適用はございません。

また、個別の案件において上記制度とは別の取り決めを行う場合がございます。